

飼料生産組織の運営強化支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援  
の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第2の畜産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等のうち本要領第2の1の(2)に係るものは、次のとおりとする。

第1 事業の内容

第2の事業実施主体が、飼料（粗飼料（稻わらを含む。）及び濃厚飼料（子実用とうもろこし、麦類及び大豆）をいう。以下同じ）の生産・販売、作業受託の拡大、省力化に必要な機械の導入や簡易倉庫の設置を行い、売上高等を向上させ組織運営の強化を図ることを目的として行う取組に要する経費に対し支援する。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、交付等要綱別表の1の(2)の事業実施主体の欄に掲げるとおりとする。

第3 事業の要件

本事業の取組について、事業の要件は、次のとおりとする。

- 1 事業実施主体は、飼料の生産・販売、作業受託の規模拡大、省力化により、組織の運営強化を進めるため、地域の飼料需給状況を踏まえた組織の運営強化方針等を作成し、普及指導機関をはじめとする地方公共団体等に対し事前に調整を行った上で、必要な機械の導入や簡易倉庫の設置を行うこと。
- 2 事業実施主体は、組織の運営強化に向け、以下のとおり、売上高、飼料生産収穫に係る作業面積の増加又は省力化に係る目標を設定するものとする。

(1) 飼料の生産・販売、作業受託を拡大する場合

自ら収穫調製作業から販売まで行った飼料の売上、収集作業から販売まで行った稻わらの売上及び飼料生産収穫や稻わら収集に係る作業受託の売上の合計売上高（以下「飼料生産販売作業受託合計売上高」という。）が取組前に比べ目標年度までに5%以上増加していること、又は導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあっては飼料生産作業面積を含む。）が取組前に比べ目標年度までに北海道では20ha以上、都府県では10ha以上拡大していること。

(2) 新たに飼料の生産・販売、作業受託に取り組む場合

飼料生産販売作業受託合計売上高が目標年度に事業実施主体の農業（畜産を含む。）又はその関連事業の売上高の5%以上を占め、かつ、5ha以上の飼料生産収穫に係る作業を行っていること。

(3) 飼料の生産・販売、作業受託を省力化する場合

省力化に係る取組により、労働投入量（労働時間）を、取組前に比べ目標年度ま

でに5%以上低減、又は労働生産性を5%以上向上すること。

- 3 本事業の目標達成に向けた取組期間は3年間とし、取組最終年度の翌年度を目標年度とする。

#### 第4 事業実施の手続

- 1 事業実施主体の選定は、畜産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）により行うものとする。
- 2 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙1－2様式第1号）等の必要な書類について、地方農政局長等（都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と調整の上、交付等要綱第7第1項に規定する交付申請書とともに提出するものとする。なお、公募要領に基づき提出した書類から変更がない場合は省略することができるものとする。
- 3 事業実施主体は、2の事業実施計画書を提出するに当たっては、あらかじめ関係する機関等（事業を実施しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等）との調整を図るものとする。
- 4 事業実施主体は交付等要綱別表の1の（2）の重要な変更の欄に掲げる変更を行う場合、地方農政局長等と変更する事業実施計画書（変更前を括弧書きで上段に記載して、その下段に変更後の内容を記載したもの。）を調整の上、交付等要綱第13第1項に定める補助金変更等承認申請書に添付するものとする。また、事業実施計画書における目標年度の目標値の増減に関する変更についても、同様の対応を行うものとする。
- 5 2により提出を受けた地方農政局長等は、事業実施計画書に記載された内容が、当該地方農政局等の管轄を超える取組であることを確認した場合にあっては、関連する地方農政局等の担当部局に連絡するとともに、必要に応じて、当該計画の内容等関連する事項の確認について協力を求めるものとする。

#### 第5 事業の着手

- 1 本要領第4の事業の着手については、資材・機械の発注を含むものとする。
- 2 本要領第4の1のただし書により、補助金の交付決定前に事業に着手する場合において、あらかじめ事業実施主体は地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、本要領第4の2に基づき、交付決定前着手届を提出するものとする。
- 3 事業実施主体が機械等の導入を行った場合は、その入札結果を別紙1－2様式第5号により速やかに地方農政局長等に届け出るものとする。

#### 第6 助成の対象及び事業の実施基準

- 1 本要領第7の事業ごとの助成対象となる経費について、助成の対象となる経費は、別紙1－2別表に記載するとおりとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

- 3 自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。
- 4 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、導入する機械等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならぬものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 5 本事業により導入する機械等は、原則として一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造されたものについては、補助対象としないものとする。
- 6 本事業により導入する機械等は、原則として新品とする。  
ただし、地方農政局長等が特に必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）が、2 年以上の農業用機械等をいう。）も対象とできるものとする。
- 7 既存機械等の代替として同種・同能力のものを再整備するだけの場合（いわゆる更新と見込まれる場合）は、本事業の補助の対象外とする。
- 8 本事業により導入する機械等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 9 本事業により導入する機械等について、動産総合保険等の保険の加入に努めるものとする。
- 10 機械等を購入する場合は、別紙 1－2 様式第 6 号等を参考に投資効率等を十分検討するものとし、当該農業用機械の導入による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。
- 11 リース方式で機械等を導入する場合は次のとおりとする。

#### （1）リース料助成金の額の計算方法

リースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいかが小さい額とする。なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

- ① リース料助成額＝リース物件価格 × (リース期間／法定耐用年数) × 補助率
- ② リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格) × 補助率

#### （2）リース事業者の決定

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に機械等を納入する事業者を一般競争入札等により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を

複数のリース事業者の中から決定するものとする。

(3) 途中解約の禁止

事業実施主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額は、補助金返還するものとする。

12 レンタル方式で機械等を導入する場合は次のとおりとする。

(1) レンタル方式に係る助成金の額について

レンタルに係る助成金の額（以下「レンタル料助成額」という。）は、対象となる器具・機材ごとに、レンタルに要する経費の1／2以内とし、それぞれ千円未満を切り捨てた額とする。

(2) レンタル事業者の決定

事業実施主体は、補助金の交付決定後、レンタル契約を締結するレンタル事業者を複数のレンタル事業者の見積りから決定するものとする。

(3) 途中解約の禁止

事業実施主体は、貸付期間中のレンタル契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にレンタル契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額は、補助金返還するものとする。

13 本事業は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

## 第7 事業達成状況の報告

事業実施主体は、事業完了年度から目標年度の前年度までの各年度の達成状況について、翌年度の7月末日までに、実施要領別記様式第3号に別紙1－2様式第2号を添付し、地方農政局長等に報告するものとする。

## 第8 事業の評価等

- 1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに、実施要領別記様式第4号に別紙1－2様式第3号を添付し、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙1－2様式第4号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

## 第9 機械等の管理運営等

- 1 事業実施主体は、導入した機械等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その目的に即して効率的な運用を図り適正に管理運営することとする。
- 2 本事業で導入した機械等については、本事業の実施及び飼料生産等への影響がない範囲で他作物の生産作業に活用することができるものとする。
- 3 導入した機械等については、見える箇所に事業実施年度、事業名、事業実施主体名

を記載等するものとする。

- 4 事業実施主体は、収入保険や保管中の収穫物が天災で被災した際に補償対応できる民間事業者の損害補償保険等に加入し、経営リスクを軽減するよう努めるものとする。
- 5 事業実施主体は、飼安法第50条第1項に基づく飼料の製造業者の届出及び同条第2項に基づく飼料の販売業者の届出を行うものとする。

## 第10 他の施策との関連等

### 1 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

事業実施主体は、「「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」の周知等について」（令和3年1月27日付け2経営第2699号農林水産省経営局保険課長通知）により定められた自然災害等のリスクに基づく確認又は同通知により定められた農業版BCP（事業継続計画書）の様式に基づく計画書の策定に努めるものとする。

### 2 労働環境改善の取組

事業実施主体は、原則として雇用者を雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させること。また、法人の場合は、原則として厚生年金保険及び健康保険に加入させること。

### 3 飼料生産組織の実態把握への協力

事業実施主体は、農林水産省や地方農政局等が求める組織の取組や経営状況、都道府県の協力を得て実施する飼料生産組織に対するアンケート等の実態把握に協力するよう努めること。

## 第11 その他

本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別紙1－2別表

取組内容	助成の対象	補助率
1 飼料の生産や稻わらの収集作業の拡大・省力化に必要な機械の導入(購入、リース又はレンタル)	<p>飼料の生産・販売、作業受託、稻わらの収集の拡大・省力化に必要な機械装置の導入(購入、リース又はレンタル)に係る経費</p> <p>※ 導入対象となる機械装置は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 飼料播種・追播用機械装置</li> <li>(2) 飼料収穫・調製用機械装置(注1)</li> <li>(3) 草地等管理用機械装置</li> <li>(4) 飼料調製用機械装置(注1)</li> <li>(5) 堆肥調製散布関係機械装置(注2)</li> <li>(6) トラクター(注3)</li> <li>(7) スマート農業関連機械装置</li> </ul> <p>とし、事業実施主体自らが作業に利用するものに限る。</p> <p>注1：飼料の運搬車は、特装しているものに限る。</p> <p>注2：堆肥の運搬車は、特装しているものに限る。</p> <p>注3：トラクターは、本事業の実施のために導入するその他の牽引が必要な機械と一体的に導入する場合、かつ、既存のトラクター及び無人トラクターでは能力又は台数が不足すると、地方農政局長等が特に認めたものに限る。</p>	1／2以内
2 簡易倉庫の設置	取組年度に収穫した飼料(稻わら含む。ラップされたものは除く。)のうち前年度からの增加分を保管するビニールハウス等の資材費、原材料費	1／2以内

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業  
(飼料生産組織の運営強化支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援)  
実施計画書

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 組織の運営強化方針

(1) 組織の設立に至る経緯

(2) 組織運営の現状と課題

※組織の体制や活動状況（飼料の生産・販売、作業受託等の取組内容と規模等）、収支状況、作業機械導入資金の準備状況、労働力確保の状況、作業安全対策の状況の記載は必須。

(3) 組織の運営強化に向けた推進体制、取組内容

※取組内容は、目標年度までの全体像とともに、特に初年度の取組内容を詳しく記載。

※地方公共団体等への調整状況も記載すること。地方公共団体等を含めた検討会を構成している場合は、当該検討会の体制図の添付でも可。

(4) 事業実施により見込まれる組織及び地域への効果

※中・長期に渡る経営の展望についても記載。

### 3 成果目標の設定

成果目標	取組前 ○年度	目標年度 ○年度
収穫作業を行い販売した飼料、 収集作業を行い販売した稻わら、 飼料生産収穫に係る作業受託、 稻わら収集に係る作業受託 の合計売上高（1）	円 [算定根拠]	円 [算定根拠]
上記の飼料及び稻わらに係る作業面積	ha (うち、所有又は借り受けた ほ場での作業面積 ha)	ha (うち、所有又は借り受けた ほ場での作業面積 ha)
上記の飼料生産収穫及び稻わら収集に 係る労働時間（2）	年間 人・時間	年間 人・時間
飼料生産収穫及び稻わら収集に係る 労働生産性 ((1) ÷ (2))	円/人・時間 [算定根拠]	円/人・時間 [算定根拠]

※取組前の数値については、直近3カ年のうち最も高い売上高を記載すること。

※規模拡大要件に関する記載のみでも可。省力化要件での応募は、全ての記載が必須。

### 4 ○○年度組織の運営強化に要する経費 (円)

取組内容	総事業費 D=A+B+C	総事業費		
		国庫補助金 A	実施主体負担 B	その他 C
(1) 飼料の生産や稻わ らの収集作業の拡大 ・省力化に必要な機 械の導入				
(2) 簡易倉庫の設置				
計				

※積算内訳を添付すること。

## 5 ○○年度組織の運営強化に向けた月別スケジュール

取組内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備 考

※2 (3) や8 (1) に記載した取組内容をどのようなスケジュールで進めるか記載すること。

※月別の欄には取組時期に矢印 (→) を記載すること。

## 6 ○○年度 組織の運営強化に係る取組内容と経費の内訳

### (1) 飼料の生産や稲わらの収集作業の拡大・省力化に必要な機械の導入

取組の内容	実施時期	経費内訳	備考

※拡大予定の場所位置図、拡大予定分の生産販売契約の一覧及び作業受託契約の一覧、

見積書の写し、費用対効果分析等を添付すること。

### (2) 簡易倉庫の設置

取組年度に収穫した飼料（稲わら含む。ラップされたものは除く。）のうち前年度からの増加分を保管するビニールハウスの資材費

取組の内容	実施時期	経費内訳	備考

※見積書の写し等を添付すること。

## 7 機械・機器導入計画

### (1) 共通

#### ① 運営強化に必要な機械・機器の導入計画

名 称	型 式	数 量	導 入 年 度	対 象 作 業	備 考

※交付等要綱第32の(9)に該当する機械等を導入等する場合、導入時の仕様書にシステムサービス提供者と「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）」に準拠した契約を締結する旨、記載すること。

※トラクター又はコンバインの導入を希望する場合は、以下の「参考」を確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックをすること。「整備していない」にチェックをした場合は、整備しているメーカーの農機に変更するか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明する資料を提出すること。なお、「整備していない」に

チェックをした場合でも、導入を希望するトラクター又はコンバインのメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合は、メーカーの変更等の対応は不要。

- 導入を希望する農機のメーカーが、自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
  整備している     整備していない

(参考) API を自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー

(令和 7 年 11 月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)  
国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマー農機株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH Industrial N.V. (Case IH, New Holland, Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF Group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

## ② 導入機械・機器の月別稼働計画

機械・機器の名称	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考

※月別の稼働計画日数を記載すること。

※機械の場合は年間作業見込面積等を備考に記載すること。

## (2) 購入方式の場合

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物、対象作業			
	利用計画面積			(ha)
	選定理由			
	能力決定根拠			
	※能力決定に当たっての計算過程を記載			
	同様な作業機械の保有状況 (有する場合：型式・利用面積・取得年月 ・台数など)			

新品・中古の区分	
中古の場合、残存年数※	
購入価格（税抜き） ①	(円)
うちオプション分（名称）	(円)
購入価格（税込み）	(円)
購入費助成申請額 ①×1／2	(円)
購入物件保管場所	
備考※	

※中古の場合、残存年数は、法定耐用年数－経過年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる）を計算して記入し、2年以上の場合に限る。また、新品ではなく中古を導入する理由を記載すること。

### (3) リース方式の場合

対象機械・機器	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物、対象作業			
	利用計画面積			(ha)
	選定理由			
	能力決定根拠			
	※能力決定に当たっての計算過程を記載			
	同様な作業機械・機器の保有状況 (有する場合：型式・利用面積・取得年月 ・台数など)			
	リース期間（開始年月～終了年月）	年 月	～	年 月 ケ月
	リース物件取得価格（税抜き） ①			(円)
	リース期間終了後の残存価格（税抜き） ②			(円)
	リース料助成申請額 ③			(円)
	リース諸費用（税抜き） ④			(円)
	消費税 ⑤			(円)
	事業実施主体負担リース料（税込み） ①-②-③+④+⑤			(円)
	リース物件保管場所			
	備考			

リース料助成申請額は、下記の算式のいずれか小さい額を記入し、欄にチェックをいれること。

I リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 補助率 (1/2以内)
II (リース物件価格 - 残存価格) × 補助率 (1/2以内)

(4) レンタル方式の場合

対象器具・機材	器具・機材名		数量	(台)
	型式名			
	対象作物、対象作業			
	選定理由			
	能力決定根拠			
	※ 能力決定に当たっての計算過程を記載(成果目標との整合を図ること)			
	同様な作業器具・機材の保有状況(有する場合:型式、取得年月、数量など)			
	レンタル期間 (開始年月～終了年月)	年 月	～	年 月 ケ月
	レンタル料助成申請額(税抜き)			(円)
	消費税			(円)
事業実施主体負担レンタル料 (税込み)				(円)
対象器具・機材の保管場所				
備考				

8 取組期間全体の事業計画

(1) 3か年の取組事項

取組年度	取組内容
1年目 ○○年度	
2年目 ○○年度	
3年目 ○○年度	

9 事業実施主体の取組状況

(1) 直近3か年における自ら収穫・販売した飼料の売上高及び作業面積

上段：円／下段：ha

作物名	〇年度	〇年度	〇年度	備 考

※収集作業から販売まで行った稲わらの売上高及び作業面積も含む。

## (2) 直近3か年における飼料生産収穫に係る作業受託の売上高及び作業面積

上段：円／下段：ha

作物名	〇年度	〇年度	〇年度	備 考

※稲わら収集に係る作業受託の売上高及び作業面積も記載すること。

※備考欄には、委託農家戸数を記載すること。

## 10 他の施策等との関連

## (1) 配合飼料価格安定制度への継続加入

該当するものにチェックすること。

<input type="checkbox"/> 継続する	<input type="checkbox"/> 継続しない	<input type="checkbox"/> 該当しない（畜産農家ではない等）
-------------------------------	--------------------------------	---

(2) 「環境負荷低減のチェックシート」の実施<sup>※1</sup>

「環境負荷低減のチェックシート」に基づく生産活動を実施していること。

※1 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業補助金交付等要綱（令和7年2月21日付け6畜産第3070号農林水産事務次官依命通知）に定めるチェックシート

## (3) 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版B C P

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストに基づく確認又は農業版B C P（事業継続計画）の策定を行っている場合はチェックすること。

## (4) 労働環境改善への取組

適用基準を満たす者にあっては、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させていること。（法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。）

## (5) 任意組合である場合の公的計画等への参画

法人または特定農業団体ではなく、任意組合で申請するにあたり、3戸以上の農業者によって構成され、地域計画や人・農地プラン等で位置づけられた農業者、認定農業者又は認定新規就農者等を1戸以上含む場合、又は任意組合自体が地域計画や人・農地プラン等で位置づけられている場合は、チェックすること。

## 11 添付書類

「環境負荷低減のチェックシート」の他、地方農政局長等が必要と認める資料。

注) 交付等要綱第18第1項に定める実績報告に添付する際は、「国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（飼料生産組織の運営強化支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援）実施計画書」を「国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（飼料生産組織の運営強化支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援）実施報告書」に、「4〇〇年度組織の運営強化に要する経費」を「4〇〇年度組織の運営強化に要した経費」に、書き換えて提出すること。

また、記載内容は実績を踏まえたものとし、数値については計画と実績が容易に比較できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

なお、実績報告の際「8 全体の事業計画」、「9 事業実施主体の取組状況」は不要。

## 12 個人情報の取扱いの確認

<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
-------------------------------	--------------------------------

注) 以下1および2の記載について合意する場合は、同意するにチェックを記載。

### (1) 個人情報の利用

農林水産省本省及び地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）及び本事業実施者は、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業の交付金を交付するために、事業参加申込者から提供された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」その他関係法令に基づき適正に管理し、本事業に係る交付金の交付事務のために利用します。

### (2) 個人情報の第三者提供

農林水産省本省及び地方農政局は、事業参加申込内容を確認する他、飼料生産組織の実態把握のため、事業参加者の関係する地方自治体等に、必要最小限の参加申込内容を提供します。

別紙1－2 様式第2号（第7関係）

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業  
(飼料生産組織の運営強化支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援)  
事業達成状況報告書

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 組織の運営強化の取組状況及び効果

※2年目以降は、前年度分に追記していくこと。

※収支など経営状況にも言及するとともに、具体的な内容の分かる資料を添付すること。

3 成果目標の達成状況

成果目標	取組前 ○年度	○年目 ○年度	目標値 ○年度	備 考
収穫作業を行い販売した飼料、飼料生産収穫に係る作業受託の売上高 (稲わらを含む。) (1)	円	円	円	
上記の飼料及び稲わらに係る作業面積	ha	ha	ha	
上記の飼料生産収穫及び稲わら収集に係る労働時間 (2)	年間 人・時間	年間 人・時間	年間 人・時間	
飼料生産収穫及び稲わら収集に係る労働生産性 (1) ÷ (2)	円/人・時間	円/人・時間	円/人・時間	○年目 ○%増加 目標値 ○%増加

※取組最終年度の翌年度を目標年度とする。規模拡大要件の場合、その記載のみでも可。

4 導入した機械・機器の稼働状況

名称	導入年度	対象作業名	作業面積 (ha)	稼働時間 (h)	備考

5 飼料の生産・販売、作業受託の状況

(1) 収穫作業を行い販売した飼料及び飼料生産収穫に係る作業受託した作業面積（稻わらを含む。）(ha)

作物名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	備考

※備考欄には、作業受託の場合、その旨記載すること。

※必要に応じ、行を追加して記載すること。

(2) 収穫作業を行い販売した飼料及び飼料生産収穫に係る作業受託した売上高（稻わらを含む。）(円)

作物名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	備考

※備考欄には、作業受託の場合、その旨記載すること。

※必要に応じ、行を追加して記載すること。

6 本事業の取組による他組織及び地域への波及効果

※2年目以降は、前年度分に追記していくこと。

別紙1－2様式第3号（第8の1関係）

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業  
(飼料生産組織の運営強化支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援)  
事業評価報告書

1 事業実施主体の名称

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 取組内容

3 事業実施による効果

※波及効果も記載すること。

4 成果目標の達成状況

成果目標	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	目標年度 ○年度	目標値 ○年度	達成率
収穫作業を行い販売した飼料、飼料生産収穫に係る作業受託の売上高（稲わらを含む。）（1）							
上記の飼料及び稲わらに係る作業面積	ha (うち、所有又は借り受けたほ 場での作業面積 ha)	ha (うち、所有又は借り受けたほ 場での作業面積 ha)	ha (うち、所有又は借り受けたほ 場での作業面積 ha)	ha (うち、所有又は借り受けたほ 場での作業面積 ha)	ha (うち、所有又は借り受けたほ 場での作業面積 ha)	ha (うち、所有又は借り受けたほ 場での作業面積 ha)	
上記の飼料生産収穫及び稲わら収集に係る労働時間（2）	年間 人・時間	年間 人・時間	年間 人・時間	年間 人・時間	年間 人・時間	年間 人・時間	

飼料生産収穫及び稻わら収集に係る労働生産性 (1)÷(2)	円/人・時間	円/人・時間	円/人・時間	円/人・時間	円/人・時間	円/人・時間	
----------------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--

事業実施主体の評価 :

※取組最終年度の翌年度を目標年度とする。規模拡大要件の場合、その記載のみでも可。

## 5 飼料生産・販売及び作業受託の状況

(1) 収穫作業を行い販売した飼料及び飼料生産収穫に係る作業受託した作業面積 (稻わらを含む。) (ha)

作物名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	目標年度 ○年度	備考

※備考欄には、作業受託の場合、その旨記載すること。

※必要に応じ、行を追加して記載すること。

(2) 収穫作業を行い販売した飼料及び飼料生産収穫に係る作業受託した売上高 (稻わらを含む。)

(円)

作物名	取組前 ○年度	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	目標年度 ○年度	備考

※備考欄には、作業受託の場合、その旨記載すること。

※必要に応じ、行を追加して記載すること。

番 号  
年月日

○○農政局長 宛  
(北海道にあっては北海道農政事務所長、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

事業実施主体名：

代表者氏名：

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業  
(飼料生産組織の運営強化支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援)  
の事業実施に関する改善計画について

○○年度から○○年度において実施した国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（飼料生産組織の運営強化支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援）について、当初事業実施計画の成果目標の達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

番 号  
年月日

○○農政局長 宛  
(北海道にあっては北海道農政事務所長、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

事業実施主体名：

代表者氏名：

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業  
(飼料生産組織の運営強化支援のうち飼料生産組織の規模拡大支援)  
入札結果報告届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告します。

記

対象機械等の契約名	
選定方法	
入札執行年月日	
入札立会者の所属・氏名	
入札予定価格（税抜き）	円
入札参加業者名及び 入札価格（税抜き）	円
	円
	円
	円
	円
入札回数	

契約業者名	
契約価格（税込み）	
契約年月日	
納品場所	
納入期限	
入札結果等の公表方法	
備考	

- (注) 1 「選定方法」については、交付等要綱第11に基づき行われること。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。
- 8 本報告に際しては、競争入札等に参加業者の指名停止等に関する申立書の提出を添付すること（交付等要綱別記様式2号）。
- 9 リースの場合は、契約業者名、契約価格、契約年月日を、落札業者名、落札価格、落札年月日と記載すること。

別紙1－2 様式第6号（第6の10関係）

1 事業効果総括表及び効果額の集計表  
【事業効果総括表】

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	事業計画資料より
うち、機械購入に係るもの	②	千円	事業計画資料より
うち、その他	③	千円	事業計画資料より
年総効果額 (生産額増加効果)	④=(B)-(A)	千円／年	年総効果額算出表より
廃用損失額	⑤	千円	廃用損失額算出表より
総合耐用年数	⑥	年	総合耐用年数算出表より
還元率	⑦		利子率は4.0%
妥当投資額	⑧=④/⑦-⑤	千円	
投資効率	⑨=⑧/①		

※還元率=( (0.04 × (1+0.04)<sup>n</sup>) / ( (1+0.04)<sup>n</sup>-1) ) n=総合耐用年数

2 年総効果額算出基礎表  
【経営収支計画】

区分	○年 (取組前)	○年 (1年目)	○年 (2年目)	○年 (3年目)	○年 (目標)
作業面積 (ha)	生産・販売向け 飼料				
	作業受託(○○)				
飼料販売	飼料販売量				
	稻わら販売量				
	販売件数(構成員)				
	販売件数(構成員外)				
収入	飼料売上高				
	作業受託売上高				
	営業外収益				
	収入合計	0	0	0	0
支	種苗費				
	肥料費				
	農薬衛生費				
	資材費				
	水道光熱費				
	燃料費				
	役員報酬				
	雇用労賃				
	共済掛金				
	減価償却費				
	修繕費				
	リース料				

出	地代					
	借入金利子					
	租税公課					
	営業外費用					
	支 出 合 計	0	0	0	0	0
	所 得	(A) 0	0	0	0	(B) 0

※収入及び支出の区分の欄については、国産飼料の生産・販売、作業受託等に係るものとし、取組組織の状況に応じ、適宜項目の加除を行うこと。ただし、収入には補助金を含まないものとする。

### 3 事業効果総括表算出基礎表

(1) 廃用損失額（既存施設残存価値）は、本事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合はマイナスの効果として計上する。

#### 【廃用損失額（既存施設残存価値）算出表】

施設名	取得価格 (千円) ①	耐用年数 ②	取得年 (西暦)	使用年数 ③	使用可 能年数 ④=② -③	残存率 ⑤=④ /②	残存価値 (千円) ⑥=① × ⑤	耐用年数 の根拠
合 計							各⑥欄の 合計 0	

(2) 総合耐用年数は、本事業で整備する施設、機械について、下表により算出するものとする。

#### 【総合耐用年数算出表（事業対象工種別事業費・耐用年数表）】

機械名	事業費 ①	耐用年数 ③	単年度事業費(減価額) ②=①/③	耐用年数の根拠
	④=①の合計	⑥総合耐用年数 (④/⑤) 0	⑤=②の合計	